主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人池辺甚一郎の上告趣意は、末尾に添えた書面記載のとおりである。 論旨第一点について。

物価統制令が憲法二五条に違反しないことは、当裁判所大法廷判決(昭和二五年 (あ)第二一〇六号同二六年一二月五日言渡)の示すところであつて、今にわかに これを変更すべきものとは認めない。それゆえ、論旨は採用することができない。 同第三点について。

憲法三七条一項の「公平な裁判所の裁判」とは、偏頗や不公平のおそれのない組織と構成をもつ裁判所による裁判を意味するものであることは、当裁判所大法廷判決(昭和二二年(れ)第四八号同二三年五月二六日言渡)の示すとおりであつて、今なおこれを変更する必要を認めない。されば、これと異なる見地に立つて原判決の違憲を主張する論旨は採用し得ない。

同第二点及び第四点について。

論旨は、いずれも刑訴四〇五条所定の上告理由には当らないし、また本件については刑訴四一一条を適用すべき場合とも認められない。

よつて、本件上告を理由ないものと認め、刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条に 従い、裁判官全員の一致した意見により主文のとおり判決する。

昭和二七年二月一九日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 井
 上
 登

 裁判官
 島
 保

 裁判官
 河
 村
 又
 介